

<改正食品衛生法、器具・容器包装ポジティブリスト制度の実務> PL制度完全運用は2026.6.1 / 押さえておくべき企業の対応

セミナーURLはこちら→ <https://www.rdsc.co.jp/seminar/260203>

- ◆日時: 2026年02月24日(火) 12:30~16:30
- ◆受講料: 1名につき49,500円(税込、資料付)
- ◆【アーカイブ配信受講: 2/25(水)~3/4(水)】の視聴を希望される方は、
⇒ <https://www.rdsc.co.jp/seminar/260203A> こちらからお申し込み下さい。

会員(案内)登録していただいた場合、通常1名様申込で49,500円(税込)から
・1名で申込の場合、**46,200円(税込)**へ割引になります。
・2名同時申込で両名とも会員登録をしていただいた場合、**計49,500円(2人目無料)**です

セミナーお申込みFAX

03-5857-4812

※お申込み確認後は弊社よりご連絡いたします。

●講師: 技術コンサル「サポサス」代表 児玉 哲夫 氏

【講演の趣旨】

食品用の器具・容器包装の安全性の確保や、国際的な規制の整合性を確保するため、2020年6月1日、食品用器具・容器包装のポジティブリスト(PL)制度が施行され、PLに収載された物質を使用した器具・容器包装のみ製造・販売できるようになりました。一方、5年間の経過措置が設けられ、PL未収録の材料の追加申請やPL関係の修正等が行われましたが、2025.5.30の告示95号による新規改正と、消食基第362号別添から、一部2026.6.1の施行もあり、完全運用がされようとしています。内容が多岐に亘っており、本セミナーでは、PL制度について整理し、とくに、販売・製造・輸入者がすべき具体的な対応について解説します。

【プログラム】

1. 器具又は容器包装に関する食品衛生法改正

1-1 食品衛生法

- (1) 構成(器具又は容器包装の定義含む)
- (2) 食品、添加物等の規格基準
- (3) 第3器具及び容器包装
- (4) 輸入検査等

1-2 一部改正食品衛生法(2018年6月13日公布)概要

1-3 ポジティブリスト(PL)制度概要

2. PL制度の内容

2-1 対象物質、対象範囲

2-2 器具又は容器包装を製造する施設の衛生管理

2-3 情報伝達

2-4 器具又は容器包装の製造事業者の届出

2-5 PL制度の経過措置終了(2025年6月1日)以降の対応

3. PLの規格基準

3-1 合成樹脂区分

3-2 基ポリマー

3-3 添加剤

3-4 新規物質等申請の対応

3-5 器具・容器包装のPL評価の考え方

4. 国内製造者、輸入者の対応として

4-1 サプライチェーン管理

4-2 食品接触材料安全センターの活用(国内PL確認証明書)

4-3 輸入者の対応

4-4 対応まとめ

4-5 消費者庁PL制度のQ&Aについて

5. 我が国と欧米における規制の比較

6. 情報入手先

6-1 国内における器具又は容器包装に関する規制

6-2 輸出先国における容器・包装に関する規制

『食品衛生法』セミナー申込書※ご希望の参加形式にチェックを入れて下さい⇒< LIVE / アーカイブ >

| | | | |
|-------|---|-----|--|
| 会社・大学 | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | FAX | |

| お名前 | 所属・役職 | E-Mail |
|-----|-------|--------|
| ① | | |
| ② | | |

会員登録(無料) ※案内方法を選択してください。複数選択可。

Eメール 郵送

● セミナーの受講申込みについて ●

必要事項をご明記の上、FAXでお申込み下さい。弊社で確認後、必ず受領のご連絡をいたします。受講用URLは後日お送りいたします。

セミナーお申込み後のキャンセルは基本的にお受けしておりませんので、ご都合により出席できなくなった場合は代理の方がご出席ください。

お申込み・振込に関する詳細はHPをご覧ください。
⇒ <https://www.rdsc.co.jp/pages/entry>

個人情報保護方針の詳細はHPをご覧ください。
⇒ <https://www.rdsc.co.jp/pages/privacy>